

山陽小野田市オープンデータの推進に関する基本方針

第1章 総則

1 趣旨

本基本方針は、山陽小野田市（以下「本市」という。）におけるオープンデータ推進の取組について、基本的な方針を定めるものである。

2 背景

国における「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）及び「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）を踏まえ、本市においてもオープンデータの推進に取り組む。

3 目的

本市が保有する情報をオープンデータとして市民（法人その他の団体を含む。以下同じ。）に公開し、公共データの自由な二次利用を促進することにより、地域課題の解決、市民・民間団体等との協働の促進を図ると同時に、行政の高度化・効率化に資することを目的とする。

4 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ 電子化された情報をいう。
- (2) オープンデータ 公開可能な公共データを機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開するデータをいう。
- (3) 機械判読 コンピュータによってデータを自動的に読み取り、加工や編

集などの再利用ができることをいう。

第2章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義

(1) 地域課題の解決

地方公共団体が直面する地域課題は規模や地域性により異なるが、少子高齢化が進展する中、厳しい財政状況の下で市民の理解を得ながら効率的に利便性の高い行政サービスを提供することが求められている。まずは先行事例を参考として、直面する地域課題の解決につながる分野や、市民等のニーズが高い分野に優先的に取り組むことで、他の地方公共団体のデータと組み合わせて利活用を図ることにより、オープンデータの相乗的な利用価値の向上による地域課題の解決への寄与が期待される。

(2) 市民・民間団体等との協働の促進

オープンデータの利活用が進展し、市民や民間団体等と情報共有が行われることで、本市における地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けて、市民や民間団体等からのアイデアを得られやすくなることが期待できる。これにより、市民の市政への参画意識が高まり、更なる市民参加、市民協働が促進される。

(3) 行政の高度化・効率化

オープンデータの利活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案が行われることで、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

2 オープンデータ推進の基本原則

(1) 本市が保有するデータは、オープンデータとして公開することに努める。ただし、以下に該当するデータを除く。

ア 個人情報・機密情報が含まれているデータ

イ 第三者の権利が含まれているデータ

ウ 個別法の規定により二次利用が制限されているデータ

エ 公開することにより公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるデータ

- (2) 費用対効果等について十分考慮し、可能なデータから速やかにオープンデータとして公開する。
- (3) できる限り機械判読可能な形式で公開する。
- (4) 営利目的又は非営利目的であるかを問わずオープンデータの活用を促進する。

第3章 オープンデータ推進に関する取組の方向性

1 公開対象

- (1) 本市ホームページで公開しているデータ（オープンデータを除く。）については、原則としてオープンデータ化の対象とする。ただし、個人情報及び具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。
- (2) 本市ホームページで公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータ化を進めるものとする。
- (3) 積極的にオープンデータ化を検討・推進する項目
 - ア 国が重点分野としている統計情報、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報
 - イ 市民等からの利用ニーズや問合せが多い情報
 - ウ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要がある情報

2 公開内容

- (1) オープンデータの公開において、公開したデータ内容に変更等があった場合は、適時適切なデータの更新を行う。
- (2) 公開に当たっては、本市オープンデータの利用者（以下「利用者」という。）の視点に立ちながら、明瞭性、利便性等に十分配慮する。
- (3) オープンデータは、人が見ること又は読むことに適したデータ形式ではなく、より二次利用しやすいデータ形式で公開するものとする。

3 公開方法

オープンデータは、本市ホームページに掲載することにより公開するものとする。また、データカタログサイト導入等の効率的なデータ管理運用についても研究し、必要に応じて採用する。

第4章 オープンデータのルール

1 意思表示

(1) 意思表示の方法

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めることとする。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する。

(2) 表示ライセンス

「クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンス」を原則とする。

2 データ形式

オープンデータ化するデータについては、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV形式等）での公開を行う。

第5章 活用促進のための取組

1 補足情報の提供

オープンデータの公開に当たっては、当該データの情報の時点や更新日等の補足情報を、可能な限り提供する。

2 利用ニーズに応じたデータ公開

利用者等から、オープンデータの使い勝手やオープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合は、速やかに対応の可否を検討し、可能な限り当該要望を踏まえた取組を進める。

3 先進事例の情報収集

オープンデータの利活用推進に役立つ優れた活用事例を積極的に収集し、取組可能なものは積極的に展開する。

附 則

この基本方針は、平成30年1月9日から施行する。